

狭山池修理をめぐる行基と重源

一、行基の狭山池修理の年代と意義

行基（六六八―七四九）が狭山池（河内国丹比郡、大阪府南河内郡狭山町）を修理したことは、「天平十三年記」（泉高父編『行基年譜』収録）にみえ（第1表）、すなわち行基が造営・修理した灌漑水利・交通関係の施設の名称・場所・規模などを列挙したなかに「狭山池河内国丹比郡狭山里」と記される。編者の泉高父について詳細は明らかでないが、建久七年（一一九六）ころまで生きた人で、『行基年譜』以外にも『泉高父私記』を書いている。すなわち『泉高父私記』が法空の『上宮太子拾遺記』第二卷（『大日本仏教全書』本）に引用されており、『泉高父私記』は本元興寺と、その北僧房に安置した弥勒石像の所在・形像などを『七大寺巡礼記』などによって考証し、かつ建久七年炎上のことを記している。

井上光貞氏は泉高父について、行基についてだけでなく古代仏教遺跡にも関心をもった知識人であったこと、泉を氏の名としている点からみて和泉出身の人と考えられること（自身が和泉で探訪した行基遺跡関係の一括史料が『行基年譜』のなかに含まれている）、行基への帰依が自身の出生地の和泉に対する思慕に結びついていること、など

*井 上 薫

を指摘している。⁽¹⁾ さらに井上光貞氏は『行基年譜』の史料を分析し、つぎのように考察している。

(1) その編集に(1)延暦二十四年（八〇五）の菅原寺別当妓脱らの記録（延暦廿四〔三〕年『菅原寺寺牒』）、(2)『皇代記』、(3)『年代記』などを史料に用いている（菅原寺は行基が晩年に本拠とした寺で、その入滅した場所でもある）。

(2) 行基が営んだ社会事業施設（農業と交通に関係をもつ）が『行基年譜』に「天平十三年辛巳記云、辛巳云ハ延暦廿三年三月十九日所司記

〔第1表〕行基の社会活動施設

①	②	③	④	⑤
泉大橋	山崎橋	高瀬大橋	長柄橋	中河
山城国相楽郡泉里	山城国乙訓郡山崎郷	撰津国嶋下郡高瀬里	撰津国西成郡	同郡
備考 施設が関係をもつ院・寺 (建立年代)	37) 発菩提(泉橋)院 38) 隆福尼院(天平二)	39) 山崎院(天平三)	40) 高瀬橋院(天平二)	

* 日本史研究室（昭和59年9月25日受理）

③①	③②	③③	②⑧	②⑦	②⑥	②⑤	②④	②③	②②	②①	②①	①⑨	①⑧	①⑦	①⑥	①⑤	①④	①③	①②	①①	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	
茨田堤樋	高瀬堤樋	韓室堤樋	久米田池溝	物部田溝	長江池溝	昂陽下池溝	昂陽上溝	古林溝	有部池	長江池	中布施尾池 <small>(屋)</small>	院前池	昆陽下池	昆陽上池	物部田池	久米多池	鶴田池	茨城池	松尾池	蔭江池	長土池	土室池	狭山池	直道	堀江 <small>(橋)</small>	
河内国茨田郡茨田里	河内国茨田郡高瀬里	河内国茨田郡韓室里	同国	泉国泉南郡物部田池尻	同国西城郡	同所 <small>(成)</small>	撰洋国河辺郡山本里	河内国茨田郡古林里	撰洋国豊嶋郡箕丘里	同所	同所	同所	撰洋国河辺郡山本里	和泉国泉南郡丹比郡里	和泉国大鳥郡早部郷	和泉国大鳥郡蜂田郷	和泉国大鳥郡和田郷	和泉国大鳥郡深井郷	同所	和泉国大鳥郡土師郷	河内国北郡狭山里 <small>(丹比)</small>	自高瀬生馬大山登道	同郡			
			②⑧隆池院 <small>(天平九)</small>		②⑤昂陽施院 <small>(天平三)</small>	②④昂陽施院 <small>(天平三)</small>	②③昆陽施院 <small>(天平三)</small>	②②昆陽施院 <small>(天平三)</small>	②①昆陽施院 <small>(天平三)</small>	②①昆陽施院 <small>(天平三)</small>	②①昆陽施院 <small>(天平三)</small>	②①昆陽施院 <small>(天平三)</small>	②①昆陽施院 <small>(天平三)</small>	②①昆陽施院 <small>(天平三)</small>	②①隆池院 <small>(天平六)</small>	③①鶴田池院 <small>(天平九)</small>	②①隆池院 <small>(天平六)</small>	②①隆池院 <small>(天平九)</small>	②①隆池院 <small>(天平六)</small>	②①隆池院 <small>(天平九)</small>	②①隆池院 <small>(天平六)</small>	②①隆池院 <small>(天平九)</small>	②①隆池院 <small>(天平六)</small>	②①隆池院 <small>(天平九)</small>	②①隆池院 <small>(天平六)</small>	

④⑥	④⑤	④④	④③	④②	④①	④①	③⑨	③⑧	③⑦	③⑥	③⑤	③④	③③	③②
野中布施 <small>(屋)</small>	大鳥布施屋	石原布施屋	楠葉布施屋	度布施屋	垂水布施屋	昆陽布施屋	泉寺布施屋	大江布施屋	大庭堀川	次田堀川	自鷺嶋堀川	比売嶋堀川	神前船息	大輪田船息
和泉国大鳥郡土師里	和泉国大鳥郡大鳥里	河内国丹北郡石原里	河内国交野郡楠葉里	撰津国西城津守里	撰津国豊嶋郡垂水里 <small>(成)</small>	撰津国河辺郡昆屋里	山城国相楽郡高麗里	山城国乙訓郡大江里	河内国茨田郡大庭里	撰津国嶋下郡次田里	撰洋国西城郡津守里	撰洋国西城郡津守村	和泉国日根郡日根里近木郷	撰洋国兔原郡宇治郷
						①⑦報恩院 <small>(天平二)</small>	③⑧隆福尼院 <small>(天平二)</small>	③⑧隆福尼院 <small>(天平二)</small>		①⑥作蓋部院 <small>(天平一六)</small>	④④難波度院	④⑤枚松院		①②善源院

云云」として、度橋(撰津4、山城2)、直道(河内と撰津に通じるもの1)、池(河内1、和泉8、撰津6)溝(河内1、和泉2、撰津3)樋(河内3)、船息(和泉1、撰津1)、堀(河内1、撰津3)、布施屋(河内2、和泉2、撰津3、山城2)の場所(国郡里)と規模が記される。「天平十三年辛巳記云、辛巳云ハ延暦廿三年三月十九日所司記云云」という文のあとにみえる度橋から布施屋までの社会事業施設は「天平十三年記」(天平十三年のときに記録されたものの意味)の内容をなすもので、延暦二十三年所司記(菅原寺寺牒)にも引用されている、という意味である(「天平十三年記は、朝廷がこれまでの対行基禁令をやめ、その私的土木事業を公認するにあたり、官に提出を

命じた、もしくは官みずから作成した公的な記録であるとみなすのである。』。

(イ)『行基年譜』は行基の年齢について「行年某歳」という項目を次々にたて、各歳の条に行基のその歳の行状をあげ、天皇の世が代ると、たとえば「文武天皇、諱軽、文武天皇孫、草壁皇子第二子也……年廿五、十一月丙午火葬先皇安古山陵、持統天皇崩同年也」と記している部分が(2)の「皇代記」による部分である。

(ニ)『行基年譜』のたとえば行基の「行年五十七歳(甲子)」条の「清浄土院高渚 塔十三層云云 在和泉国大鳥郡葦田里今塩穴郷 尼院

〔第2表〕行基の四十九院

『行基年譜』所引「年代記」		所在地	建立年	年齢	所在地の現在名(または推定地域)
院(寺)	所 在 地				
(1) 大修恵(高蔵)院	和泉国大鳥郡大村里大村山	慶雲二	三八	堺市高蔵寺	
(2) 恩光寺	大和国平群床室村	靈龜二	四九	(奈良県生駒郡)	
(3) 隆福(登美)院	大和国添下郡登美村	養老二	五一	(奈良市大和田町)	
(4) 石凝院	河内国河内郡早村	四	五三	東大阪市日下町	
(5) 喜光(菅原)寺	右京三条三坊	六	五五	奈良市菅原町	
(6) 清浄土(高渚)院	和泉国大鳥郡葦田里(塩穴郷)	神龜元	五七	堺市塩穴町	
(7) 尼院	和泉国大鳥郡早部郷高石村	元	五七	高石市	
(8) 久修園(山崎)院	河内国交野郡一条内	二	五八	枚方市楠葉中之芝	
(9) 松尾池院	和泉国大鳥郡和田郷	三	五九	堺市松尾	
(10) 大野寺	和泉国大鳥郡大野村	四	六〇	堺市土塔町	
(11) 尼院	同	四	六〇	同	
(12) 善源(川堀)院	摂津国西成郡津守村	天平二	六三	大阪市西成区津守町	
(13) 尼院	同	二	六三	同	
(14) 船息院	摂津国菟原郡宇治郷	二	六三	神戸市兵庫区	

同郡早部郷高石村)、「行年五十八歳(乙丑)」条の「九月一日、将彼弟子、修杜多……従同月十二日、始度山崎橋云云、天皇帰依給云云」の部分が「年代記」による部分にあたる。

さて「天平十三年記」にみえる狭山池は単に狭山池と記されるから、行基の修理したのは旧来の狭山池(狭山本池)にあたる(吉田東伍は狭山大池と池んでいる)。

ところで行基が狭山本池を修理した年代に関し天平十三年(七四一)以前であることは、「天平十三年記」に記されるところから知られるが、修理した年代をしぼるのに彼による狭山池院と尼院の建立を参照

(43)	(42)	(41)	40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	
尼 院	大福 (御津) 院	尼 院	布 施 院	泉 福 院	隆 福 尼 院	発 菩 提 (泉橋) 院	尼 院	頭 陀 (菩提) 院	鶴 田 池 院	呉 坂 院	沙 田 院	吉 田 院	深 井 尼 院 (香琳寺)	澄 池 (久米多) 院	薦 田 尼 院	救 方 院	隆 福 尼 院	山 崎 院	大 井 院	河 原 院	法 禪 (捨尾) 院	嶋 陽 施 院	尼 院	狭 山 池 院	楊 津 院	尼 院	高 瀬 橋 院	尼 院	
同	摂津国西成郡御津村	同	同	山城南紀伊郡石井村	同	山城国相楽郡大狛村	同	大和国添下郡矢田岡本村	和泉国大鳥郡几山田村	摂津国住吉郡御津	摂津国住吉	山城国愛賀郡	和泉国大鳥郡深井村	和泉国泉南郡下池田村	同	河内国茨田郡伊香村	大和国添下郡登美村	山城国乙訓郡山前郷无水河側	山城国葛野郡大井村	山城国葛野郡大屋村	山城国紀伊郡深草郷	摂津国河辺郡山本村	同	河内国丹比郡狭山里	摂津国河辺郡楊津村	同	摂津国嶋下郡穂積村	同	
一 六	一 六	一 二	一 二	一 二	一 二	一 二	九	九	九	六	六	六	六	六	五	五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	二	二	二	二
七 七	七 七	七 三	七 三	七 三	七 三	七 三	七 〇	七 〇	七 〇	六 七	六 七	六 七	六 七	六 七	六 六	六 六	六 四	六 四	六 四	六 四	六 四	六 四	六 四	六 四	六 三	六 三	六 三	六 三	六 三
同	大阪市南区御津町	同	同	京都市伏見区	同	京都府山城町	同	大和郡山市矢田	堺市草郡	大阪市南区御津	大 阪 市	京都市左京区	堺市深井	岸和田市池尻	同	枚方市伊加賀	(奈良市大和田町)	京都府大山崎町	同	京都市	京都市伏見区深草	伊丹市寺本	同	大阪府狭山町	川西市猪名川町	同	茨木市穂積	同	同

する方法を用いることができる。

『行基年譜』収録の「年代記」(第2表)をみると、天平三年(七

三一)の条(行基六四歳)に、
狭山池院 二月九日起、
尼院

〔已上在河内国丹北郡狭山里^(比)〕

と記され、狭山の地で行基は狭山池院と尼院を建立しており、彼は伝道と社会事業活動を平行して営んでいることから推測すると、彼が狭山本池を修理したのは天平三年ころと考えられる。

ところで『統日本紀』の天平三年八月七日の条に癸未。詔曰。比年随逐行基法師。優婆塞優婆夷等。如法修行者。男年六十一已上。女年五十五以上。咸聽入道……と記される。律令國家の税制では、調は正丁(二一―六〇歳の男子)・次丁(六一―六五歳の男子)・中男(一七―二〇歳の男子)に人別に賦課され、次丁は正丁の二分の一、中男は正丁の四分の一を課された。天平三年の詔が行基の信者の男に得度を許したのは六一歳以上に限っており、もともと調を多く負担する正丁とそれの四分の一を負担する中男を除外している点に政府の農民貢納力確保政策がみえる。しかし令制で僧の侍者となることすら禁じられていた次丁(六一―六五歳)の得度を許したのは大きな変化である。またこれを養老元年(七一七)四月朔日の詔に示された行基の伝道に

(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)
大庭院	長岡院	報恩院	作蓋部院	枚松院	難波度院
					摂津国西成郡津守村
			河内国交野郡楠葉郷	同	同
			菅原寺西岡	同	同
			和泉国大鳥郡上神郷大庭村		
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
八二	八二	七七	七七	七七	七七
			枚方市楠葉	同	大阪市西成区津守
			天理市釜口?		
			堺市大庭寺		

対する禁庄にくらべると、行基に対する政府の政策の譲歩していることが察せられる。

また行基側の伝道活動をいわゆる行基四十九院の建立年代表からみても、天平三年建立寺院の八という数字は前後の年代の建立数とくらべてきわだっている。また伝道禁庄詔が出された養老元年における建立寺院が零であることと対比すれば、天平三年における変化の大きいことが読みとれる(第2表)。

それでは政府が行基の伝道活動に有和的態度をとるように変化した事情はどこにあるのだろうか。天平三年より八年まえには三世一身法(養老七年、七二三)が出され、天平三年より十二年のちには墾田永世私財法(天平十五年、七四三)が發布されている。三世一身法を背景とし、民間における農業・交通関係施設の造営を指導していた行基の技術や農民動員力を政府が高く評価して、行基の技術や指導力を利用することを得策と考えるようになったので、有和策をとったと思われる。このように考えるのは、行基による狭山池修理の翌天平四年に政府は狭山下池を新たに築造していることを参照するからである。

二、政府による狭山下池築造

『統日本紀』の天平四年十二月十七日条に「丙戌。築河内国丹比郡狭山下池。」と記され、特に「下池」と記されるから旧来の狭山本池に

対する第二狭山池（狭山副池）を新たに築造したことを意味し、築造した主体は政府と考えられるが、その位置はどこであろうか。狭山下池の名にふさわしいのは、狭山本池に近いところに造られた池と考えられ、候補として(1)孤池、(2)太満（間）池、(3)大鳥池（以上、狭山町）、(4)轟池（堺市野田、旧野田村西野の東南。今は廃池）などがあげられている。

(1)孤池について末永雅雄氏は、狭山池に接して一ばん近いけれど、これはどうかと思うといわれる。(2)太満池に関し、伴林光平は「狭山管内ニアリ、今タエマ池といふ」と記すが、理由をあげていない。末永雅雄氏は、(2)太満池といふ大鳥池(3)轟池について、位置は狭山池のすぐ北にあたるが、太満池の方が配水関係で一層直接的である、さらにその西北数町のところ西除川に沿うて轟池（面積は太満池の約半分）があった、今は池底が田畑に化しているが（水深三〇尺）、狭山池と同型の樋管を使っている（樋門は狭山池では四段あり、轟池では三段であるが、樋管の内容は轟池の方が広い、寛文五年十月十五日『狭山池轟池樋改帳』）と述べ、(2)太満池と(3)轟池を注目している。(4)轟池について『河内志』も狭山下池にあてているが、理由を記していない。吉田東伍の『大日本地名辞書』は狭山本池の北一〇町にある大鳥・太満の二池（各約方三町）を狭山下池にあてているが、その理由は狭山本池から近いことにあるらしい。

規模の大きな狭山池のほかに、第二狭山池にあたる狭山下池を新造して貯水量増大を目ざしたのは、どういう事情によるのか。(1)本池の破損による貯水能力減退のために新池を造った、(2)本池の破損を修理するとともに、将来の破損にそなえるため新池を築いた、(3)本池に破損はなかったが、将来にそなえて新池を造った、(4)本池の貯水能力を増大する手入れをするとともに、さらに新池を造った、などの場合が

考えられる。

つぎに、狭山下池築造の背景となった当時の灌漑問題や農民生活の様相を『続日本紀』によってみておこう。

〔天平二年〕

(1) 六月二十七日 旱天がつづき、四畿内の水田・陸田を検校させる。

(2) 閏六月二十七日 勅して、亢旱による不作見込みのため、使者

を四畿内に派遣し、百姓の産業を検校させる。

(3) 一月七日 雷雨大風が木を折り、屋をあばく。

〔天平三年〕

(4) 八月二十五日 豊年の慶を分かたため、諸国田租の半ばを免除。但し淡路・阿波・讃岐・隠岐などの田は田租と天平元年以前の公私出挙の未納稻を免除。

〔天平四年〕

(5) 六月二十八日 陽早し、百姓は田を作らず、雨乞いするも降雨なし。

(6) 七月五日 京・四畿内・二監（吉野・和泉）で仏儀による祈雨をおこなわせ、詔して京・諸国の天神地祇に奉幣し、賑給、恩赦。

(7) 八月四日 大風雨。

(8) 八月二十七日 大風雨が百姓の廬舎や諸処の寺の堂塔を破壊した。なおこの夏、小雨、秋稼はみならず。

(9) 九月朔日 和泉監に賑給。

(10) 十二月十七日 狭山下池を築く。

〔天平五年〕

(11) 正月二十七日 芳野監、讃岐・淡路国など飢饉、賑貸。

(12) 二月七日 紀伊国旱損、賑給。
 (13) 二月十六日 大倭・河内国、五穀不作、賑給。

狭山下池の新設は貯水量増大を目的とするわけであるが、狭山下池の築造の前後における気象と農作との状況のなかで、特に天平四年の(5)陽旱、(6)祈雨、(8)小雨、秋稼みのらず、(9)賑給(和泉国)、天平五年の(11)飢饉(芳野監など)・賑貸、(12)旱損・賑給(紀伊国)、(13)五穀不作・賑給(大和・河内国)が目目される。灌漑設備新設に要する労働力は農民から雑徭の形で徴発されるのが令の規定であるから、狭山下池の築造には、この配水を受ける地域の農民が徴発され、工事に従事したのであらう。

さて論を(A)天平三年ころ行基が狭山本池を修理したこと、(B)天平四年政府が狭山下池を築造したことに返えそう。(A)の年代幅は天平三年前後で、(B)の年代幅は天平四年前後と考えられる。それならば同じ狭山の地で行基が本池を修理し、政府が下池を築造したことになる。行基の土木技術が政府によってみとめられたと推定するのは決してゆき過ぎでなからう。

三、重源が狭山池石樋を伏せたという史料

行基は伝道と社会事業施設造りの両方を平行して進め、近江の紫香楽における聖武天皇の大仏造営のときから勸進の役をつとめ、大僧正に任ぜられた。

鎌倉時代の重源(一一二一—一一〇六)はみずからの名を南無阿弥陀仏と称し、念仏をひろめたほかに、平重衡の南都焼打ちの災に会った東大寺再興のための募財勸進と再建工事指導に活動した。

このように行基と重源の間に共通点がみられる。さらに興味深いのは、両者は河内の狭山池を修理していることである。しかも正徳三年

(一一七三)刊行の『和漢三才図会』は狭山池の項で「僧行基鋪石寶於底以防水堤」と記し、享和元年(一八〇二)刊行の『河内名所図会』も狭山池について「或云、池底に石樋あり、行基菩薩の造しめ給ふとそ」と記している。

ところで狭山池石樋を伏せたのは重源であると記す史料がある。それをつきにみることにしよう。

重源が東大寺を復興したほか、狭山池を修理したことは『南無阿弥陀仏作善集』(以下『作善集』と略称)に「河内国狭山池者、行基并旧跡也、而堤壞崩、既同山野、為彼改復、臥石樋事六段云々」とあるのによつて知られる。『作善集』は、東大寺の再興に活動した重源が、生涯中におこなった多くの造寺・造仏や、社会福祉事業施設などの名称・場所・内容などを詳記した備忘録的なものである。これは建仁三年(一一二〇)七月の『備前国麦進未并納所々下惣散用状』の紙背に書写されており、重源の自筆と考えられている。彼は浄土信仰に厚く帰依し、建久四年(一一九三)みずからの名を「南無阿弥陀仏」と称したので、『作善集』にこの名がつけられ「南無阿弥陀仏作善集」ということになった。

重源が狭山池を修理した年代は『作善集』にみえないが、慶長十三年(一六〇八)比丘秀雅僧都筆『狭山池修復記』(以下『修復記』と略称)によれば、修理した年代は建仁二年のことで、『作善集』に記されておき、彼が八十二歳のときのこと、それは『作善集』が記された年より一年まえにあたる。『修復記』は三段に書かれ、上段に重源とそのひきいる工人の名前、中段に修築の功程、下段に和歌六首が記される(梵は△印で示し、変体仮名は現代仮名になおした)

〔上段〕

△△△△△

大勸進造^(管)榮東大寺大和尚

南無阿弥陀仏

少勸進阿闍梨△阿弥陀仏

△△△△△△△△浄阿弥陀仏

△△△△△△△△

△△△△△△△△

△△△

番匠廿人之内

造東大寺大工行執

日輪部属里

〔中段〕

敬白三世十方諸仏菩薩等

狭山池修復事^(復)

右池者昔行基菩薩行季六十四歳之

春比天平三季歳次未? 袂□堤^(歴)

伏樋百季布清浄返劔磯爰依接津

河内和泉三箇国流末五十余郷人

民之諸△大和尚南無阿弥陀仏

行季八十二歳而白定仁^(自)二季歳次

天伏春徐修復^(復)卯歳二月七日始紐季

以四月八日始伏石樋日八十四日終

四季間道俗各廿沙份少部元何沛人

三??石築者也

〔下段〕

右此池ハ河内国丹南郡之内狭山池

仁王十代宗神天皇乃御宇に初而

つかせ給ふ時乃御哥なり

はるふかきさ山の池乃根たまこ^(ママ)

くるしけもなくかはつなく奈利

ますけおふるあらたに水をまかすれば

うれしかほにもかはつなくかな

ほのかなるかすミ乃すえのあら小田に

かはつ毛はるのくれおしむなり

わか葉つむあら田乃面の夕かすみ

分るたもとにひはりをつなり

へそ具はなたちは那に風過て

山ほととぎす雲に奈く那り

かへるへきあし乃たひ人待かねて

ミヤこの月にころもうつな利

慶長十三季戊申八月十五日西国之住侶比丘秀雅僧都書之

この『修復記』の筆者の秀雅僧都は、西国の僧という以外にいかな

る人が明らかでない。『修復記』の文章に不分明なところや、誤字も

みられるが、上段と中段の記載によれば、(1)重源が建仁二年二月七日

から工事を始め、四月八日に石樋を伏せ、五月三日ごろに終り、八四

日を要したこと、(2)造東大寺(司)の大工行執や宗保が工事に従事し

たこと、(3)狭山池下流の撰河泉三國五〇余郷の人が工事に参加したこ

となどが知られる。

いうまでもなく上段の大勸進造營東大寺大和尚は重源であり、少勸

進阿闍梨△阿弥陀仏と浄阿弥陀仏は重源の弟子である。中段で行基に

よる狭山池修理の年を天平三年(六四歳のとき)というのは、『行基

年譜』に記す狭山池院・尼院の建立年代と一致する。

重源の狭山池修理に協力した撰河泉五〇余郷は、当時の狭山池の水

を配分されていた村数に相当すると考えられ、一部の村は水の受給範囲以外の村かも知れない。近世における狭山池の下水区域が摂津・河内については変遷があり、慶長十七年(一六一二)七月『水出々割付帳』⁽⁷⁾では八〇カ村・五四、五七六石、享和三年(一八〇三)七月の『狭山池明細書』⁽⁸⁾では五三カ村、三三、五九六石である。

重源が狭山池を修理した以前における彼の活動と地域をみておこう。文治元年(一一八五)東大寺大仏開眼、建久六年(一一九五)大仏殿再建落慶のほかに、文治三年に周防阿弥陀寺を、建久三年に播磨浄土寺⁽¹⁰⁾を建て、建久六年に醍醐寺に宋版一切経を施入し、経蔵を設けた。⁽¹¹⁾建久八年六月一五日に、これまで経営してきた荘園として、東大寺伊賀国阿波・広瀬・山田有丸荘、播磨大部荘・周防国樞野・宮野荘、備前国南北条・長沼・神前・野田荘を、堂舎として高野山新別所専修往生院・東大寺浄土堂・渡部別所并木屋敷地・播磨別所などを東大寺東南院主の定範にゆすり、同所の重阿弥陀仏を野田荘預職に補任する旨の讓状を出しており、その讓状によって重源の果たした事業内容と活動地域が知られる。周防国は文治二年東大寺造営料所とされ、重源は国務を管し、大仏殿再建用の材木を求めるため、宋の鑄匠の陳和卿とともに周防の袖に入っている。また重源は仁安二年(一一六七)入宋し、天台山・阿育王山に参詣しており、⁽¹³⁾陳和卿に大仏鑄造を依頼し、宋の石工の伊行末らを招いて大仏殿を再建させることができたのも、重源が入宋経験者であったことによる。

四、重源の狭山池修築の事情

重源が狭山池を修理したいきさつはつぎのように考えられる。

(1) 治承四年(一一八〇)十二月二十八日、東大寺と興福寺が平重衡によって焼打ちされ、東大寺の復興のため翌五年六月二十六日左少弁

の藤原行隆が造東大寺長官に任ぜられた。これよりさき重源は東大寺再興の事業にあたることを発意し、東大寺勸進の役に補任された。⁽¹⁴⁾これ以後、重源は諸国に勸進し、あるいは資材の調達に努めたのみならず、東大寺再建工事を指揮した。文治元年(一一八〇)八月二十八日の大仏開眼供養に後白河法皇が親臨し、建久六年(一一九五)三月十二日の大仏殿再建落慶供養に源頼朝が臨席し、伝燈大法師位の重源は大和尚位を授けられている。

この間、興福寺の再建について、氏院別当の光長を造寺長官に任命し、工事は藤原氏一門の支持と源頼朝の庇護を背景として進められ、興福寺はこの機会に大和守護職を掌握し、伽藍再建工事では順調に南大門・金堂・講堂を完成した。一方、東大寺の再建は藤原兼実の『玉葉』に伊勢神宮の遷宮とともに「我朝、第一大事⁽¹⁵⁾」と記されたが、藤原氏の財政に支持された興福寺と異なり、東大寺の再建には、律令国家財政の衰微により経済的困難があったため、「東大寺を造るの間、多く興福寺の力をもってその功をなす⁽¹⁶⁾」といわれ、東大寺と興福寺の再建は密接な関係をもって平行して進められた。

(2) 狭山荘は興福寺領であり、興福寺は藤原氏の氏寺であっただけでなく、重源が摂政の藤原兼実をしばしば訪ねて協議し、東大寺再建事業を果たしたことが兼実の日記『玉葉』にみえる。兼実は文治二年三月に摂政、建久二年十二月関白、承元元年(一一〇七)四月薨じた。⁽¹⁷⁾重源は兼実から「此聖人之体、実無⁽¹⁷⁾「足レ可⁽¹⁷⁾貴敬⁽¹⁷⁾也」と称賛されるほどの信頼をえていたことを思えば、彼が東大寺再建や興福寺領狭山荘の池を修理することにたずさわったのは当然のなりゆきであった。

造東大寺長官の藤原行隆が兼実を訪ね、大仏の左手を鑄終わったこと、および重源の言として本年中に大仏鑄造を終える予定であること、

また重源の沙汰として宋人鋳物師のほかに河内国の鋳物師を参加させたところ、宋人鋳物師は不快の色をあらわしたけれど、あれこれなためたので今は融和していること、などを語った。⁽¹⁸⁾

河内の鋳物師の活動は平安時代からみられる。現在各地に残る平安時代から江戸時代にいたる鐘銘のうち、河内鋳物師の製作は約二九個あり、このほか河内の丹比郡に由来する丹治姓の鋳工は平安時代末より室町時代初めにかけて近畿・南海・東海などの諸地方に総計一七個以上の鐘や鯛口を残しており、これらを加えると、河内鋳物師の遺品はさらに増す。⁽¹⁹⁾

河内鋳物師の多くが住んだのは、丹南郡の黒山郷・日置荘・大保・佐山（狭山）である。薩摩（鹿児島）の飯倉神社の鋳銘（寛元五年一二四七）に「河内佐山」の「太郎」と記され、狭山の鋳物師が製品の供給範囲をひろげているが、これは狭山荘の工人で藤原氏や興福寺に隷属していた。前述したように東大寺と興福寺の復興は密接な関連をもっておこなわれ、重源は東大寺再興について兼実としばしば協議してことを運んだ。これらの点から推せば、重源の沙汰によって大仏鋳造に参加した河内鋳物師のなかには狭山荘の鋳物師も含まれていたであろう。

(3)重源が興福寺側から信頼されていたことはつぎの例によって知られる。⁽²⁰⁾興福寺が専修念仏禁断をせまり、院政の政権がその処置に困ったとき、前関白の藤原基房は重源にその解決策を期待した。これは、重源こそが興福寺を納得させ、また法然を中心とする専修念仏者も傷つけず、円満に解決する調停者と考えられたのであろう。また重源は民間から信望を受けるとともに、興福寺と専修念仏者の両方から信頼されていると、みられていた。

(4)重源は『法然上人行状絵図』（九）に「万にはかりごとかしこき

人なりければ、そのころのことわざにて支度第一俊乘房とぞ人申ける」と記され、事業の計画や經理の才能をもち、東大寺の再興をはじめ、東大寺浄土堂、播磨小野の浄土堂、伊賀大仏寺、摂津渡辺浄土堂、備中浄土堂、高野山新別所、周防阿弥陀寺などの別所を建立・修造し、仏像を作り、諸方の道路・橋・池・堤・港湾を修築し、多くの作善功德を積み、建築や土木の設計造作に指導力をもっていた。

以上、重源による狭山池の修理、特に石樋を伏せたことを記す『南無阿弥陀仏作善集』と『狭山池修復（復）記』について考察してきた。ここで、行基が狭山池石樋を伏せたという『和漢三才図会』と『河内名所図会』の記載をどう考えるべきかについて述べなければならぬ。(1)行基の伝記や事績（伝道と農業・交通関係の施設造り）については『行基大僧正舍利瓶記』（『行基墓誌』）、『続日本紀』（天平二十一年二月二日条）、泉高父編『行基年譜』（安元元年）や『行基菩薩行状絵伝』（正和五年、一三一六、家原寺蔵）などを重んじなければならぬ。これらのうち『行基年譜』が引く「天平十三年記」に「狭山池」があげられているが、その所在地について「河内国丹比郡狭山里」と記すだけで、石樋を伏せたことまで記していない。(2)『和漢三才図会』や『河内名所図会』は行基（六六八〜七四九）の没年よりも九六四年ないし一〇五二年のちの書物であり、行基の伝記や事績を正面から記したものでない。(1)と(2)から、行基が狭山池の石樋を伏せたという『和漢三才図会』や『河内名所図会』の説は信憑性に欠ける。一方、重源が石樋を伏せたことは『南無阿弥陀仏作善集』と『狭山池修復記』に記され、これを否定することはできない。行基と重源が伝道と東大寺造営（行基は東大寺創建時に勸進をつとめ、重源は東大寺再興時に勸進をつとめた）などの点に共通点をもつところから、『和漢三才図会』や『河内名所図会』は狭山池の石樋を伏せた人物が重源

であることを誤って行基に結びつけたのであろう。

狭山池の修理の事例をたどっておくと、天平三年か四年ころ行基は狭山池を修理し、つぎに『統日本紀』の天平宝字六年(七六二)四月八日条に「河内国狭山池隄決。以単功八万三千人修造」と記される。これ以後建仁二年(一一二二)重源による修理まで約四四〇年の間に堤の破損や修理がおこなわれたことを示す史料は見あたらない。重源の修理以後には、永祿年中(一五五八〜六九)に畠山家の臣の安見美作守時重により狭山池が修理されたが成就しなかった。慶長十三年(一六〇八)豊臣秀頼が片桐且元に命じ、摂河泉三国の大夫と、かなりの費用を投入して修理した工事は大規模のもので、尺八樋を敷設し、かつ狭山池の北と西の堤防を修理し、現在の狭山池の規模の大体がこのときに出来あがり、昭和四年には堤防のかさ置き工事がおこなわれた。

注

- (1) 井上光貞『行基年譜、特に天平十三年記の研究』(竹内理三氏遺曆記念会編『律令国家と貴族社会』昭和四四、のち井上氏『古代仏教思想史研究』昭和五〇に収録)
- (2) 吉田孝「壘田永世私財法の特質」(『日本社会経済史研究』古代中世編所収)。吉田氏の論旨はこうである。三世一身法は壘田の田主権をただ予告的に三世一身と限ったものであり、天平十四年の班田にあたり、この予告が現実の問題となった。その予告どおり壘田を収公することを不得策とした朝廷は、壘田類に身分的な差を付け、民間の壘田に一定の制限を設け、将来の不安を除くのとひきかえに、三世一身法の定めた期限を撤回したのである、と。井上光貞氏は、吉田氏の論説について、予告という概念に問題が残るが、旧来、ただ付帯的のみなされてきた壘田制限規定を重視した点に大きな説得力をもち、特に天平十三年記によって

三世一身法下の畿内の開発の盛況をみとめる立場からは、大変魅力のある解釈であると評し、壘田永世私財法の発布は、特に三世一身法の発布によっておこった開発のエネルギーを全面的に容認しながら、身分による限田規定を設けることによって、これを支配階級の利益の方向に吸収し整理しようとする政策であったといい、このような姿勢は、同年十月の大仏造営の政策にもみられる、と述べ、論旨を展開している。

- (3) 狭山下池に関し、伴林光平『河内国上古水考』は「狭山管内ニアリ、今タエマ池といふ」といい、太満池にあて、吉田東伍『大日本地名辞書』は狭山大池の北一〇町にある大鳥・太間(満)の二池(各約方三町)とする(上の三三〇頁)。

- (4) 灌漑水利施設などの造営に微発された農民の労働力の内容などについては、弥永貞三『奈良時代の貴族と農民』(『日本歴史新書』)、亀田隆之「古代利水問題の一考察」(大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』・「古代利水制度の一般的考察」(『東洋大学紀要』一四)などを参照(亀田論文はのちその著『日本古代用水史の研究』に収録)

- (5) 『南無阿弥陀仏作善集』(『大日本史料』第四編の九の六五頁)
- (6) 大阪府南河内郡狭山町の田中俊逸氏所蔵。
- (7) 狭山町史編纂委員会編『狭山町史』第二巻(史料篇) 34・95番。
- (8) 同右書115番。
- (9) 『阿弥陀寺文書』
- (10) 『浄土寺文書』『浄土寺開祖伝』
- (11) 『上醍醐寺類集』『醍醐寺座主次第』
- (12) 『談状』(『大日本史料』第四編の九)
- (13) 重源はこの安元二年(一一六七)までに三度入宋したという(安元二年、高野山延寿院へ施入した鐘銘による。和歌山県那賀郡泉福寺所蔵)
- (14) 重源が東大寺大仏再興の大勸進に補任されたのは治承五年(一一八五)で、その補任事情については堀池春峰「俊乘房重源上人と東大寺再興」(『南都仏教』特輯号「重源上人の研究」昭和三〇年)参照。

- (15) 『玉葉』文治五年閏四月八日条。
 (16) 同右、建久二年六月六日条。
 (17) 同右、寿永二年二月二十四日条。
 (18) 同右、寿永三年正月五日条。
 (19) 河内(とくに狭山)の鋳物師については、末永雅雄「狭山の鋳物師」
 『狭山町史』第一巻、第二章第四節)および豊田武「日本中世商業史の
 研究」第一章第二節、金属工業の項参照。
 (20) 田村圓澄「重源聖人と法然上人」(『南都仏教』特輯号〔前掲〕)参照。

A Research about Gyōki and Chōgen, who repaired the Sayama pond.

Kaoru INOUE

Summary

Gyōki (行基, 668~749) repaired the Sayama (狭山) pond, and his technique was praised by ancient government. Out of consideration for his distinguished service, ancient government mitigated the prohibition of his preaching. Gyōki collected contribution for founding of the great image of Buddha at Tōdai-ji (Buddhist temple).

Also chōgen (重源, 1121~1206) repaired the Sayama pond, and collected contribution for restoration of the great image of Buddha at Tōdai-ji. Several stone valves (石樋) of Sayama pond were found in 1926. By whom were set the stone valves, Gyōki or Chōgen?